

経 済 産 業 省

20180914 貿 局 第 1 号
輸入注意事項30第27号
経済産業省貿易経済協力局

下記に掲げる輸入注意事項については、平成30年9月30日限りで廃止します。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸入注意事項の廃止について

記

○昭和54年8月15日付け輸入注意事項54第16号（輸入公表三の7の(1)に基づくPFOS又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの輸入に関する確認について）